

飲食店従業員向け

新型コロナウイルス一斉 PCR 検査実施について（概要）

目的

- 県による営業時間の短縮要請の対象となる飲食店の従業員の方を対象として、一斉 PCR 検査を実施することにより、感染症の拡大の予兆を早期に探知し、感染拡大の防止につなげる。

実施概要

- 申込期間： 令和3年4月15日（木）8時30分～28日（水）（28日は17時30分まで）
- 対象者： 県による営業時間の短縮要請の対象となる飲食店の従業員
10,000人（先着順）
（県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗（小売りを主体とする場合やテイクアウト専門店等は除く）の従業員で無症状の方）
※営業時間の短縮要請として、①営業時間は午前5時～午後9時までとし、②酒類の提供は午後8時までとすることをお願いしています。
※営業時間短縮の実施の有無は問いません。
※検査は強制ではありませんが、対象者は積極的に検査を受けて下さい。
- 検査方法： 唾液を用いたPCR検査（自己採取）
- 検査費用： 無料（県が全額負担）
- 申込方法： 県 HP に掲載している申込書に、必要事項を記入して県が指定する申込先に提出
お問い合わせ先：（申込書の受付に関すること）

申込受付事務局 087-868-3994（4/15から開設）

URL：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/20210415.html>



検査の流れ

事前 申込

- ・ 飲食店の店舗ごとに検査を受ける従業員の人数をとりまとめて、県が指定する申込先に申し込んでください。（個人ではなく、店舗として申込ください。）

キット 送付

- ・ 申込順に検査業者に検体キットを送付するよう依頼します。
- ・ 検査業者から直接、店舗に必要な数の検体キットが送付されます。

検体 採取

- ・ 各店舗において、従業員各自で唾液の採取を行います（自己採取）
※適切に採取するため、検体採取時は必ず説明書等をご確認ください。

検体 提出

- ・ 店舗ごとに採取した検体を取りまとめて検査業者に提出してください。
※**検体キット受取りから、3日以内に返送してください。**また、効率的な検査の観点から可能な限り、一度の提出で店舗の検査申込者全員の検体の提出をお願いします。

結果 通知

- ・ 検体提出後、3～4日程度を目安に各店舗および県に検査結果が通知されます。
- ・ 陽性だった場合は保健所に連絡し、保健所からの指示に従ってください。

※ 今回の検査は、検体を採取した時点での感染状況を確認するものです。結果が陰性だとしても気を緩めることなく、日頃の感染対策や健康管理を継続してください。